



ひとり親家庭等の放課後児童クラブ利用料を助成します

1 制度の概要

ひとり親家庭等に対して放課後児童クラブの月額利用料の一部又は全部を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ることで、子育て支援を推進し、放課後児童クラブの利用を促進するためのものです。

2 助成を受けられる人

鹿沼市に住所があり（※）、市内の放課後児童クラブを利用する人で次のどれかに該当し、市の決定を受けた方が助成を受けることができます。

- (1) ひとり親家庭医療費助成金を受給している方
- (2) 児童扶養手当を受給している方
- (3) 住民税非課税世帯に属する方（令和8年度新規）
- (4) 生活保護を受けている世帯に属する方



※ 配偶者からのDVなどの理由により、住民票を異動することができずに鹿沼市内に居住している場合を含みます。

3 助成の金額

保護者が毎月支払う放課後児童クラブの利用料に対し、次の表の区分ごとに、それぞれ記載されている金額を助成します。

区 分	助成の金額
ひとり親家庭医療費助成金を受給している方／児童扶養手当を受給している方／住民税非課税世帯に属する方	月額 2,000 円（その月に支払う利用料が 2,000 円未満のときは、その月の利用料の全額）
生活保護を受けている世帯に属する方	その月の利用料の全額

4 助成の申請

放課後児童クラブに提出する入会申請書と一緒に、利用する放課後児童クラブに利用料助成の申請書を提出してください。

※ 利用料助成の申請書は、放課後児童クラブに保管してありますので、利用する放課後児童クラブの職員から受け取ってください。

※ 住民税非課税世帯に属する方（ひとり親家庭医療費助成や児童扶養手当受給中の方は除く）は、令和8年度の住民税決定後に助成の可否を決定しますので、決定通知は7月以降になります。

また、令和8年1月2日以降に鹿沼市に転入された方は、以前お住まいだった市区町村から「令和8年度 所得課税証明書」（6月頃に発行されます。）を取り寄せ提出してください（同一世帯に転入された方全員分）。



5 注意事項

- (1) 助成を受けられる人は、助成の金額を差し引いた利用料を放課後児童クラブに支払うことで、鹿沼市からの助成を受けたこととします。
- (2) 放課後児童クラブのスポット利用をしている方（放課後児童クラブが定める月額の利用料を支払っていない方）は、この助成の対象外となります。
- (3) 助成を受けられる区分に変更が生じたときや、市内の放課後児童クラブを利用しなくなったときなどは、クラブを通して鹿沼市に届け出る必要があります。
- (4) 助成を受けるためには、毎年、利用料助成の申請書を提出する必要があります。

お問合せ先: こども未来部子育て支援課 こども支援係 ☎ 0289-63-2160

